

(案)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
大学院における社会人等の免許取得に資する新教育課程ワーキンググループの設置について

令和 7 年 9 月 日
教員養成部会決定

1. 設置の目的

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向け、大学において教職課程を履修しなかった社会人等の学び直しやキャリアアップの観点を踏まえ、教員免許状の取得が可能な新たな教育課程の在り方について、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、本部会のもとに、大学院における社会人等の免許取得に資する新教育課程ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 検討事項

本ワーキンググループでは、特に次の点を中心に検討を行う。

- (1) 大学院における社会人等の免許取得に資する教育課程の在り方
 - ・ 制度上の位置付け、学位との関係性、取得できる免許種・学校種等
 - ・ 学修内容や単位数、実習等の在り方 等
- (2) 入学者選抜の在り方
- (3) その他これらに関連する事項

3. 設置期間

ワーキンググループは、2. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

4. その他

- (1) ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめた時は、教員養成部会に報告する。
- (2) 教員養成部会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を教員養成部会に報告する。

また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員養成部会に報告することができる。